

三重県工業研究所技術支援実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県工業研究所（以下、「研究所」という。）が、企業、大学等高等研究機関、官公署及びそれらの関係団体等（以下、「企業等」という。）に実施する技術支援について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 技術支援とは、企業等から受けた相談（以下、「技術相談」という。）の結果、研究所が保有する知見やノウハウ等を活用して行う支援であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 課題解決型：県内企業等が抱える技術課題の発掘又は解決につながる支援及び共同研究・プロジェクト創出等に発展する可能性を探るための支援
- (2) 技術者育成型：技術者育成に関する支援

(技術支援の対象)

第3条 技術支援の対象は、原則として県内で事業や生産活動を営む企業等とする。ただし、次に掲げる場合に限り、それ以外のものを対象とすることができる。

- (1) 県内企業等への技術の普及を目的とする場合など、県内産業の技術力向上に著しく貢献すると研究所所長（以下、「所長」という。）が認める場合
- (2) 研究所にとって県内企業等を支援するための新たな知見やノウハウ等の習得に繋がると所長が認める場合

(技術支援の依頼)

第4条 第3条に定める技術支援の対象となる企業等は、技術相談の結果、第2条に規定する技術支援を希望する場合には、技術支援依頼書（第1号様式）を所長に提出するものとする。

(技術支援計画の作成)

第5条 所長は、技術支援依頼書（第1号様式）の提出があった場合は、研究所研究員（以下、「研究員」という。）に対して、技術支援依頼書を提出した企業等（以下、「依頼者」という。）と十分な検討を行ったうえで、技術支援計画書（兼報告書）（第2号様式）を作成し、提出させるものとする。

(技術支援の承認)

第6条 所長は、研究員から技術支援計画書（兼報告書）（第2号様式）の提出があった場合は、技術支援依頼書（第1号様式）とあわせて速やかにその妥当性を判断し、妥当と判断できる場合は技術支援の実施について承認し、技術支援実施通知書（第3号様式）により依頼者へ通知するものとする。なお、技術者育成型の場合、依頼者への通知は省略できるものとする。

(技術支援結果の報告)

第7条 研究員は、技術支援終了後1ヶ月以内に技術支援計画書（兼報告書）（第2号様式）を作成して所長へ報告するものとする。

- 2 所長は、前項の規定による報告を受けた場合には、速やかに、技術支援報告書（第4号様式）により、依頼者へ報告するものとする。なお、技術者育成型の場合、依頼者への報告は省略できるものとする。

（費用負担）

第8条 依頼者の費用負担は、原則として無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、技術支援の実施にあたり、次のいずれかの場合には、所長は、依頼者からその費用を徴収することができる。
- (1) 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例（以下、単に「条例」という。）第1条に規定する、依頼により分析、試験、測定若しくはデザインを行うとき（以下、「依頼試験の実施」という。）
 - (2) 条例第1条に規定する、県の設置する工業、窯業又は金属に係る試験研究機関において、機械、器具その他の設備を使用させるとき（ただし、工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成30年三重県告示第249号）に掲げる設備等に限る。以下、「開放機器の使用」という。）
 - (3) 県の設置する工業、窯業又は金属に係る試験研究機関において、機械、器具その他の設備を技術支援の実施のために研究員が使用するとき（前号に掲げるものを除く。以下、「非開放機器の使用」という。）
 - (4) その他特別の資材、設備及び旅費等が必要と所長が認めたとき

（依頼試験の実施）

第9条 前条第2項第1号に規定する依頼試験を実施する場合には、必要の都度、条例施行規則第2条第1項の規定に基づく依頼を行うものとする。この場合の費用については、条例第2条の定めるところとし、その費用の徴収については条例第3条の定めるところによる。

（開放機器の使用）

第10条 第8条第2項第2号に規定する開放機器の使用を実施する場合には、必要の都度、条例施行規則第4条の規定による設備等使用許可申請を行うものとする。この場合の費用については工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（令和7年3月21日三重県告示第178号）に定めるところとし、その費用の徴収については条例第3条の定めるところによる。

（非開放機器の使用）

- 第11条 第8条第2項第3号に規定する非開放機器の使用を実施する場合、その費用は実費に相当する光熱水費のみとする。なお、対象となる非開放機器の1時間あたりの光熱水費の額は別表のとおりとする。
- 2 所長は、技術支援終了後、前項で規定する各機器の1時間あたりの光熱水費の額に使用時間を掛けて算出した金額を依頼者から徴収するものとする。
 - 3 前項の規定により費用を徴収する場合には、所長は、納入通知書により依頼者に対して通知するものとする。徴収の時期は原則として技術支援終了後とするが、所長が必要と認める場合には、機器の使用ごと、もしくは使用した月ごととすることができるものとする。
 - 4 依頼者は、前項の規定による通知を受けた場合には、納入通知書に記載された納期限までに

指定された金融機関等にて費用を納入するものとする。

(依頼内容の変更)

第12条 依頼者は、第4条の規定により提出した技術支援依頼書（第1号様式）の内容を変更しようとする場合には、技術支援内容変更依頼書（第5号様式）を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の規定により技術支援内容変更依頼書（第5号様式）の提出があった場合には、速やかにその妥当性を判断し、妥当と判断できる場合は、技術支援内容変更承認書（第6号様式）により承認し、依頼者へ通知するものとする。なお、技術者育成型の場合、依頼者への通知は省略できるものとする。

(権利の帰属)

第13条 技術支援の実施に伴い発明が生じた場合、原則として、その権利は依頼者に帰属するものとする。ただし、研究所に権利の余地があると所長が認めるときは、その権利について依頼者と協議のうえ、別途定めることができるものとする。

別表 実費徴収対象となる非開放機器一覧

	機器名	1時間あたりの光熱水費（単位：円）
1	リアクティブプロセッシング装置	2,720
2	立型マシニングセンター	830
3	5軸加工機	860
4	ケルダール分析装置	210

附則 この要領は、平成16年10月25日から施行する。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年5月22日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月16日から施行する。

附則 この要領は、平成29年5月12日から施行する。

附則 この要領は、令和2年4月20日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。